

令和3年度 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン  
「いのちをつなぐ支援活動」第2回 助成要項

社会福祉法人愛知県共同募金会

新型コロナウイルスの影響の長期化が見込まれる中、感染症罹患への不安のみならず、景気の悪化等に伴う経済状況の変化により、失業や収入減に直面し生活に困窮する人の増加や社会構造の変化の狭間で困りごとを抱えたまま孤立するなど、大きな社会不安となってきました。これらの不安がときに人々の生活といのちを脅かす場合があります。

社会福祉法人愛知県共同募金会（以下、「本会」という。）では、困りごとを抱えた人たちへの支援などに取り組む団体の活動を支援するため、「いのちをつなぐ支援活動」への助成申請を募集します。

## 1. 対象団体

非営利活動を目的として設立された団体であって、かつ、以下の（１）から（８）までをすべて満たす団体とします。

- （１）営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を行う民間の非営利団体であること。  
（法人格のない任意団体も可）
- （２）愛知県内に所在する団体であって、愛知県内で継続的に活動ができること。
- （３）団体の定款または会則・規約等、事業報告書、決算書、事業計画書、予算書を作成していること。
- （４）助成を受けて行った活動について、本会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。
- （５）申請した事業が遂行できる運営体制があること。
- （６）経営の基礎、管理の状況に信頼性があり、地域住民から信頼されていること。
- （７）団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと。
- （８）市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。

## 2. 対象事業

### （１）対象事業実施期間

次の期間内に実施、完了する事業とする。

令和3年7月1日～令和3年9月30日

### （２）対象とする事業

新型コロナウイルス感染症の影響下で、民間の相談活動、食支援や住居支援、居場所を失った人への活動など、困りごとを抱えた人たちへの支援などに取り組む事業。ただし、愛知県内で実施する事業とする。

#### 活動例（参考）

- ・社会的孤立や孤独を強いられている方の見守りや心のケア・相談支援活動
- ・生活に不安を抱える人たちの相談や就労等の支援活動
- ・ひとり親家庭や一人暮らし高齢者、生活困窮世帯等に弁当・食材や日用品を届ける活動
- ・衛生環境に配慮しながら実施する居場所づくり
- ・電話やネットを活用した子どもの相談支援活動、リモートによる学習支援活動
- ・支援事業に取り組みながら、さらなる課題解決に向かうための調査・啓発

### (3) 対象とならない事業等

- ・営利のために行っていると見なされるもの
- ・対象としない経費  
団体の運営費（職員給与、役職員への報酬）、事務所の維持費、新聞掲載やテレビCMなどへの広告に要する費用（新聞などへの折込料を含む）、交際費、接待費、商品券(金券)の購入、雑費・予備費など使途が不明な経費
- ・その他、本会において不相当と認めたもの

### 3. 助成（申請）金額

1団体につき20万円以内（助成申請額は万円単位）。

事業に必要な額（活用できる範囲内の額）をご申請ください。なお、必ず助成決定するものではありません。減額または、助成対象外となる場合があります。

### 4. 助成申請書の提出

様式「いのちをつなぐ支援活動」第2回 助成申請書」をご記入の上、「添付書類」に記載の関係書類と併せて本会にご提出ください。（郵送可）

### 5. 助成申請書の受付期間

令和3年6月1日～6月15日 [必着]

### 6. 助成決定

- ・助成決定の有無は、申請団体あてに通知いたします。（7月中旬予定）併せて、「交付申請書」、「活動・精算報告書」の様式をお送りしますので、活動終了後1か月以内に「交付申請書」及び「活動・精算報告書」、領収書のコピー、助成対象事業の実施状況がわかるものをご提出ください。
- ・助成金は「交付申請書」等を提出いただいた後、本会の指定日に送金します。（精算払いとします。）書類不備の場合は、送金いたしません。
- ・活動実態が確認出来なかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。
- ・助成決定した内容は、本会等ホームページで公開いたします。

### 7. 注意事項

- (1) 申請にあたっては、適切な内容でご申請ください。
- (2) 必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、助成の決定の取り消し、または助成金を返還いただきます。
- (3) 本会へ提出した申請書の控えは、最低6年間保管してください。
- (4) 他の助成等への同一内容の重複申請はご遠慮ください。
- (5) 要望にお応えできない場合がありますので予めご了承ください。

### 8. 提出先、問合せ先

社会福祉法人愛知県共同募金会

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内

TEL 052-212-5528 FAX 052-212-5529